

**改正の趣旨** 近年の気候変動の影響や2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた国内外の情勢を踏まえ、**環境と経済・社会活動をつなぐ循環が実現され、かつ気候変動の影響にも対応した脱炭素社会(CO<sub>2</sub>ネットゼロの実現した社会)の構築**に向け、各分野での省エネルギーの取組の加速化、再生可能エネルギーの導入・利活用の一層の促進および適応策の確実な実施を図るため、条例改正を行うもの

## 現行 低炭素社会づくり推進条例

目指す社会 **低炭素社会**

各主体・分野ごとの施策・取組に関する規定

**基本的施策**

- 低炭素社会づくり推進計画の策定
- 調査研究・環境産業の育成振興
- 理解促進のための情報提供等
- 環境学習の推進
- 県の率先行動(省エネ推進、グリーン購入等)

**事業活動**

- 事業者行動計画の提出義務
- 事業者が取り組むよう努めるべき事項(エネルギー使用量の把握、省エネ製品等の使用、グリーン購入、廃棄物抑制等)

**日常生活**

- 県民等が取り組むよう努めるべき事項(エネルギー使用量の把握、省エネ製品等の使用、グリーン購入、廃棄物抑制等)

**建築物**

- 新築時等の建築物に係る排出抑制措置の努力
- 県産木材使用住宅の普及

**自動車**

- 排出の少ない自動車の購入等の努力
- 自動車利用者等が取り組むよう努めるべき事項(自動車走行量の抑制、アイドリングストップ)
- 自動車管理計画の提出義務

森林の保全・整備等

農水産業における取組



CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進基盤の整備

エネルギー政策と一体的に推進

再エネ導入等加速化

事業活動由来の排出削減の強化

ムーブメントの拡大 主体的行動の喚起

建築物由来の排出削減の強化

運輸部門での排出削減の強化 技術革新の促進

森林吸収源の維持・強化

気候変動適応法の施行

## 改正 脱炭素社会づくり推進条例

目指す社会 **脱炭素社会**

各主体・分野ごとの施策・取組に関する**追加規定等**

**基本的施策**

- 新しい審議会の設置
- 専門知識・技術を有する人材の育成
- ◇県庁における率先取組の強化(県有施設の新築・改築、運営等における省エネ推進、再エネ電力導入、乗用車の電気自動車化の推進等)
- 推進計画への再生可能エネルギー導入目標の追加 ほか
- 推進計画に定める再生可能エネルギー導入等の施策に係る実行計画の策定

**事業活動等**

- ◎大規模排出事業者の再エネ導入計画制度の創設
- ◇事業者行動計画制度を活用した評価の「見える化」
- ◇資金調達の仕組みづくり(ESG投資やクラウドファンディング等)
- ◎電気小売供給にかかる排出削減計画制度の創設 (電気小売事業者の排出削減措置に関する計画提出・実績報告を義務化)
- 再エネ導入・次世代エネ利活用に関する努力、環境整備 ほか

**日常生活** ◇効果的な啓発(若者と連携した主体的行動の喚起等)ほか

**建築物**

- ◎新築・増改築時の省エネ検討制度の創設 (検討結果の届出および設計者による情報提供を義務化)
- ◎新築・増改築時の再エネ導入を義務化 (再エネ設備導入基準を定め、実施状況の届出および設計者による情報提供を義務化) ほか

**自動車**

- ◎自動車管理計画書への電気自動車等の導入目標の新設
- 電気自動車等の販売製造、配送共同化、再配達抑制等の努力義務
- ◇電気自動車等の普及に向けた環境整備 ほか

**森林吸収** ○●排出量の埋め合わせ(クレジット等)の努力、環境整備 ほか

**適応策**

- 基本的施策
- 県民・事業者等の理解促進
- 調査研究、気候変動適応センターの機能確保等 ほか

◎義務規定 ●努力義務規定 ○施策等規定 ◇推進計画等追加項目

※脱炭素社会の実現に資する税制についても今後検討

## 今後のスケジュール(案)

時期	審議会	審議内容等	
		条例	計画
令和3年4月下旬	第1回	骨子案	改定の方向性
6月頃	第2回	素案	骨子案
7月頃	第3回	答申案	
9月頃	第4回		計画素案
11月頃	第5回	(11月議会上程)	答申案
令和4年1月頃	第6回	温室効果ガス排出量(2019年度)および計画の進捗状況の報告	
令和4年3月			計画改定
4月		改正条例施行	